

第7回医療機器の流通改善に関する懇談会

日時：平成23年6月24日(金)
15時00分～

場所：都市センターホテル 「オリオン」

録音速記

(医療科学研究所 研究所長)
座長 嶋口 充輝 ○

- 由田 文作 ○
(日本歯科商工協会)
- 諸平 秀樹 ○
(日本医療機器販売業協会)
- 目黒 勉 ○
(国立国際医療センター)
- 三村 優美子 ○
(青山学院大学教授)
- 南 三紀夫 ○
(医療機器業公正取引協議会)
- 星野 正紀 ○
(日本医療器材工業会)
- 田中 凡實 ○
(日本医療機器販売業協会)
- 鈴木 邦彦 ○
(日本医師会)

- 安部 好弘
(日本薬剤師会)
- 岩永 明男
(日本画像医療システム工業会)
- 上塚 芳郎
(東京女子医科大学教授)
- 梅澤 悟
(日本医療機器販売業協会)
- 加藤 幸輔
(米国医療機器・IVD工業会 (AMDD))
- 神原 啓文
(全国自治体病院協議会)
- 崎原 宏
(日本病院会)
- 杉山 純男
(欧州ビジネス協会)

- 山本 流通指導官
- 矢作 流通指導官
- 近藤 流通指導官
- 日下 田首席流通指導官
- 福本 経済課長
- 池田 医療機器政策室長
- 川端 経済課長補佐
- 高山 経済課長補佐

出入口

厚生労働省

委員随行者

一般傍聴者

医療機器の流通改善に関する懇談会名簿

(五十音順、敬称略)

	氏 名	団 体 役 職 等
	浅若 博敬	日本医療機器販売業協会(医器販協) 常任理事
	安部 好弘	(社)日本薬剤師会 常務理事
	岩永 明男	(社)日本画像医療システム工業会(JIRA)専務理事
	上塚 芳郎	東京女子医科大学 教授
	梅澤 悟	元 日本医療機器販売業協会(医器販協) 理事
	加藤 幸輔	米国医療機器・IVD工業会(AMDD)保険委員会 委員
	神原 啓文	(社)全国自治体病院協会 常務理事
	崎原 宏	(社)日本病院会 理事
◎	嶋口 充輝	(公財)医療科学研究所 研究所長
	杉山 純男	欧州ビジネス協会(EBC)医療機器委員会診療報酬小委員会 委員長
	鈴木 邦彦	(社)日本医師会 常任理事
	関 健	(社)日本医療法人協会 副会長
	田中 凡實	元 日本医療機器販売業協会(医器販協) 副会長
	富山 雅史	(社)日本歯科医師会 常務理事
	中村 康彦	(社)全日本病院協会 常任理事
	星野 正紀 (吉田委員の代理)	テルモ(株) ホスピタルカンパニー基盤医療器プレジデント
	松田 晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生学教室 教授
	南 三紀夫	医療機器業公正取引協議会常任運営委員会 副委員長
○	三村 優美子	青山学院大学経営学部 教授
	宮内 啓友	日本歯科用品商協同組合連合会 専務理事
	目黒 勉	国立国際医療研究センター医療安全推進部 主任臨床工学技士
	諸平 秀樹	元 日本医療機器販売業協会(医器販協) 会長
	由田 文作	(一社)日本歯科商工協会医機連関連小委員会 委員
	吉田 安幸	日本医療器材工業会(医器工) 会長

◎座長 ○座長代理

医療機器の流通改善に関する懇談会（第7回）
議 事 次 第

平成23年6月24日（金） 15時00分～
都市センターホテル 「オリオン」

議 題：

1. 「医療機器等における情報化進捗状況調査結果」について
2. 医療機器のコード化に関する取りまとめ（案）について

資 料：

- 資料1 医療機器等における情報化進捗状況調査結果
- 資料2 医療機器のコード化に関する取りまとめ（案）

「医療機器等における情報化進捗状況調査」の結果公表

厚生労働省では、日本医療機器産業連合会(医機連)と(社)日本臨床検査薬協会(臨薬協)の協力により、医療機器等のバーコード表示状況などを把握するために、「医療機器等における情報化進捗状況調査」を行い、結果がまとまりましたので概要を公表します。

医療機器等のバーコード表示は、物流の効率化・高度化、医療事務の効率化、トレーサビリティの確保や医療事故防止の観点から、厚生労働省では表示に向けた取り組みを業界と協力して進めています。

表示に向けた取り組みは、かねてより医療機器関係団体などにより自主的な取り組みとして進められていましたが、平成19年6月に「規制改革推進のための3か年計画」が閣議決定され、その中で医療機器へのバーコード表示の推進が求められたことを踏まえ、厚生労働省では、表示に向けた取り組みを加速させるため、平成20年3月に表示のための基準を通知しています。

現在、医療機器製造販売業者などで通知に基づく取り組みが進められており、その進捗状況を把握するための調査となります。

※ 通知とは、「医療機器等への標準コード付与(バーコード表示)の実施要項」(平成20年3月28日付医政経発第0328001号)を指します。

通知では、バーコード表示の基準となる対象範囲や必要項目等を定めるとともに、実施時期については、着実にバーコード表示を進める観点から、次の区分により段階的にバーコード表示の実施時期を定めています。この調査でもこの区分に沿って調査を行っています。

- ① 平成21年3月以降出荷分から：特定保険医療材料、体外診断用医薬品
- ② 平成22年3月以降出荷分から：①を除く高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器
(以下では「高度管理医療機器等」と記載しています)
- ③ 平成23年3月以降出荷分から：①②を除く医療機器(以下「その他の医療機器」と記載しています)、
専ら医療機関で医療用に繰り返し使われる医療機器以外の消耗材料(以下では「消耗材料」と記載しています)

1. 調査方法

医機連と加盟団体、臨薬協が所属の医療機器等製造販売業者に調査票を送付し、平成22年9月末時点のバーコード表示状況などに関する調査を実施しました。

	全 体	医 療 機 器	体外診断用医薬品
送付先企業数	679社(675社)	559社(554社)	120社(121社)
調査対象企業数	664社	544社	120社
有効回答企業数	612社(624社)	492社(504社)	120社(120社)
回収率	92.2%(92.4%)	90.4%(91.0%)	100%(99.2%)

()は平成21年度調査の実績

※ 調査対象企業数とは、送付先企業数のうち、医療機器の製造を他社に承継したと回答のあった場合など、調査客体に適さなかった企業を除いた企業数を示します。

2. 調査結果(概要)

- (1) JAN 商品コード取得状況については、医療機器全体で 96%、消耗材料で約 90%と、昨年度調査とほぼ同程度の取得割合となっています。
- (2) データベース登録状況については、従来から調査している MEDIS-DC データベースに加え、今回から歯科用医療機器データベースについても調査しています。

※ 歯科用医療機器データベースとは、歯科用の医療機器のみを整理したデータベースであり、(社)日本歯科商工協会においてデータベースが構築・公表されたことにより、今回調査から歯科用医療機器については、MEDIS-DC データベースには含めず、区別して調査・集計を行っています。

MEDIS-DC データベースの登録状況は、医療機器全体で約 70%、消耗材料で約 50%と昨年度より 10%程度増となっています。

※ 昨年度との比較では歯科用医療機器を今回別計とした影響があります。

歯科用医療機器データベースの登録状況は、特定保険医療材料で約 80%、高度管理医療機器等で約 70%、その他の医療機器と消耗材料では約 3%となっています。

※ 歯科用医療機器データベースでは、その他の医療機器と消耗材料の区分が調査時点において整備途上であり、平成 23 年 4 月までに順次公開予定としていることから、登録率が低くなっています。

- (3) バーコード表示状況については、販売(包装)単位では、医療機器で約 90%と昨年度より 10%程度増、消耗材料で約 65%と昨年度より 5%程度増となっています。また、個装(最少包装)単位の表示割合については、医療機器で約 70%と昨年度より 10%程度増となっています。

※ 調査時点では、「その他の医療機器」と「消耗材料」は、必須表示ではありません(必須表示は H23.3 出荷分からです)。

更に、通知では国際整合などの観点から今後検討としている本体直接表示について、参考データとして特定保守管理医療機器のみ表示状況を調査しました。その結果、特定保守管理医療機器と、そのうち設置管理医療機器ともに、表示は約 15%程度で昨年度とほぼ同程度となっています。

- (4) 体外診断用医薬品では、JAN 商品コード取得割合はほぼ 100%、MEDIS-DC データベース登録割合は約 60%、バーコード表示割合は販売単位ではほぼ 100%、個装単位で約 80%となっています。

3. 調査結果一覧

医療機器等の種類	JAN商品コード 取得割合	データベース登録割合		バーコード表示割合		
		MEDIS-DC データベース	歯科用医療機器 データベース	販売(包装) 単位	個装(最少包装) 単位	〈参考〉 本体直接表示
医療機器	96.1%(94.1%)	70.3%(57.4%)	33.1%	88.8%(80.8%)	72.6%(65.1%)	-
特定保険医療材料(*A)	100%(99.8%)	84.3%(71.1%)	76.7%	98.1%(97%)	90.5(87.8%)	-
高度管理医療機器等	95.6%(94.8%)	66.3%(58.6%)	70.8%	93.8(88%)	67.5%(66.1%)	-
特定保守管理医療機器(*B)	85.3%(73%)	60.2%(45.2%)	53.0%	75.0%(55.4%)	63.5%(47.1%)	14%(11.8%)
うち設置管理医療機器	87.9%(75.2%)	33.8%(15.2%)	46.1%	-	-	15.9%(16.7%)
高度管理医療機器(*A,*B除く)	97.1%(98%)	67.0%(60.6%)	79.0%	96.4%(92.8%)	68.1%(68.8%)	-
その他の医療機器	93.4%(90.1%)	61.4%(47.7%)	2.8%	79.8%(66.9%)	61.4%(49.8%)	-
消耗材料	88.5%(88.7%)	48.0%(37.7%)	2.9%	64.2%(59.5%)	-	-
(医療機器+消耗材料)	95.3%(93.6%)	68.0%(55.6%)	28.9%	86.2%(78.9%)	-	-
体外診断用医薬品	98.4%(97.8%)	64.7%(58.6%)	-	98.1%(84.6%)	76.7%(76.1%)	-

※1) 医療機器等の種類毎における規格数に占める割合を示します。

※2) ()は昨年度調査結果(平成 21 年 9 月末時点)を示します。

※3) バーコード表示割合欄における「販売(包装)単位」とは、基本的には中箱又は外箱単位を指しますが、販売(包装)単位に中箱・外箱単位がなく個装(最少包装)単位のみとなる製品については、個装も含んでいます。

※4) 「個装(最少包装)単位」の表示については、通知において、次の場合は例外的に任意表示としています。

- ・「特定保険医療材料」を除き、個装の単位が最小の販売単位(添付文書単位)ではない場合の個装表示。
- ・「特定保守管理医療機器」のうち、「設置管理医療機器」等の大型医療機器の個装表示。

※5) 調査対象範囲は、通知において表示を求めている範囲としています。このため、医療機器のうち専ら家庭で使う医療機器(コンタクトレンズを含む)は調査対象外としています。

【本調査における用語説明】

○特定保険医療材料:

保険医療機関及び保険薬局において支給される医療材料の中で、診療報酬とは別に保険償還価格が設定されている医療材料を指します。PTCA カテーテル、ダイアライザー、人工骨、カプセル型内視鏡などが該当します。

○特定保守管理医療機器:

薬事法第2条第8項により、医療機器のうち、保守点検、修理その他の管理に専門的な知識及び技能を必要とするために適正な管理が行われなければ疾病の診断、治療又は予防に重大な影響を与えるおそれがあるものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものを指します。汎用輸液ポンプ、汎用人工呼吸器、人工腎臓装置、パルスオキシメータなどが該当します。

○設置管理医療機器:

薬事法施行規則第93条第1項により、設置に当たって組立てが必要な特定保守管理医療機器であって、保健衛生上の危害の発生を防止するためにその組立てに係る管理が必要なものとして厚生労働大臣が指定する医療機器を指します。全身用 X 線 CT 診断装置、遠心方式臨床化学分析装置、炭酸ガスレーザ、体外式結石破碎装置などが該当します。

○高度管理医療機器:

薬事法第2条第5項により、医療機器であって、副作用又は機能の障害が生じた場合(適正な使用目的に従い適正に使用された場合に限る)に、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるために適正な管理が必要なものとして、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものを指します。ペースメーカー、全身除細動器、全人工股関節、血管用ステントなどが該当します。

○体外診断用医薬品:

薬事法第2条第13項により、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものを指します。

○JAN商品コード:

国コード、企業コード、商品番号から構成される商品識別コードであり、1978年に我が国流通業界の共通商品コードバーコードシンボルとしてJIS規格化されたもので(JIS-X-0501)、GS1(旧国際EAN協会)が規格化したEANと互換性があります。

本コードは、世界規模で情報識別ができるように日本の国コードとして“45”と“49”が決められています。

通知では、商品コードとして JAN コードの利用を推奨しています。

○MEDIS-DCデータベース:

(財)医療情報システム開発センターで運営している医療機器データベースのことです。医療機器製造販売業者が中心になって、JAN商品コード、商品名称、規格、製造販売業者名等、取扱製品のデータを登録し、公開しています。

詳細についてはホームページ<http://www.medis.or.jp>を参照して下さい。

○歯科用医療機器データベース:

(社)日本歯科商工協会が管理している歯科用の医療機器及び消耗材料を掲載しているデータベースのことです。この協会傘下団体の会員企業が、JAN商品コード、商品名称、規格、製造販売業者名など取扱製品のデータを登録し、公開しています。

詳細については、ホームページ<http://www.jdta.org/database.html>を参照して下さい。

○バーコード:

通知により推奨している GS1 コード体系に基づくバーコードシンボル(GS1-128)を指します。

固定情報(商品コード)に附帯して可変情報(有効期限/使用期限、ロット番号など)を表現できる国際標準規格のバーコードです。

○個装: 包装されている荷姿の中で、一番小さい単位の荷姿で、内容物を直接包装しているもの。

中箱: 単一商品の個装数が単一(取引ごとに変更しない)で包装・梱包された荷姿のもの。

外箱: 単一商品の中箱数が単一(取引ごとに変更しない)で包装・梱包された荷姿のもの。なお、物流用の梱包やオリコン箱は、外箱には該当しません。

【参考】

通知に基づく、医療機器等へのバーコード表示の対象範囲と必要項目(概要)

医療機器等の種類	実施時期	中箱表示及び外箱表示			個装表示		
		商品コード	有効・使用期限	ロット番号又はシリアル番号	商品コード	有効・使用期限	ロット番号又はシリアル番号
特定保険医療材料	H21.3	◎	◎	◎	◎	◎	◎
高度管理医療機器等 (高度管理医療機器・特定保守管理医療機器)	H22.3	◎	◎	◎	◎	◎	◎
上記以外の医療機器	H23.3	◎	◎	◎	◎	○	○
医療機器以外の消耗材料 (専ら医療機関で医療用に繰り返し使用されるもの)	H23.3	◎	○	○	—	—	—
体外診断用医薬品	H21.3	◎	◎	◎	◎	◎	◎

注1:「◎は必ず表示するもの(必須表示)」、「○は表示を企業の自主的な判断に委ねるもの(任意表示)」を示します。

注2: 各種類の実施時期以降に製造販売業者等から出荷されるものについて適用します。

注3: 医療機器は、薬事法第2条第4項に規定する医療機器が対象です。なお、医療機器のうち、専ら家庭で使用する医療機器等(コンタクトレンズを含む)は対象外です。

注4: 医療機器の本体直接表示については対象外としていますが、国際整合、技術の開発や技術の検証などを踏まえて今後検討することとしています。

注5: 任意表示項目については、今後の表示状況や利用状況を踏まえて、その後の表示範囲の拡大について検討することとしています。

医療機器のコード化に関する取りまとめ(案)

～卸、医療機関におけるバーコードの利用状況
及び利用拡大の課題について～

医療機器の流通改善に関する懇談会

1. 厚生労働省における調査の内容

(調査期間 平成22年4月～平成23年2月)

卸(物流センター、支店、営業所)への現地調査 (調査期間 平成22年2月～平成23年2月)	5か所
卸への聞き取り調査 (調査期間 平成22年10月～平成23年2月)	23か所
システムベンダーへの聞き取り調査 (調査期間 平成21年12月～平成22年11月)	4か所
専業SPDへの現地調査 (調査期間 平成22年11月)	1か所
医療機関への現地調査 (調査期間 平成21年11月～平成22年10月)	3か所

2. 現状

(1) 卸におけるソースマーキング(メーカーが表示した バーコード)の利用状況

○売上10億円以上の卸においては、概ねバーコードを利用

平成23年2月末現在

売上規模	調査企業数	ソースマーキングの読み取り状況			ソースマーキングを全く読んでいない社
		入荷時	ピッキング時	出荷時	
500億円以上	6	5(0)	5(0)	4(0)	0
100億円～500億円	9	6(1)	3(0)	5(1)	1
100億円～50億円	7	5(1)	5(0)	1(1)	1
50億円～10億円	6	3(1)	1(0)	0(1)	2
全体	28	19(3)	14(0)	10(3)	4

()は外数で高度管理医療機器等と生物由来製品等についてのみソースマーキングの読み取りを行っている企業数

医政局経済課による調査

※売上規模が年商10億円以下をターゲットとした高度管理医療機器等の薬事法上の記録管理に特化したバーコードシステムを現在120社程度が利用(実際の運用は確認していないが、システム設計上は全品バーコードの読み込みを行うもの)

(2)卸におけるバーコードの利用状況

- ・発注した商品が届いているか、有効期限が切迫した商品ではないか、医療機関から注文を受けた商品を出荷しているか、及び医療機関ごと、出荷した商品ごとのロット管理のためバーコードを利用
 - ⇒従来目視で行っていた入荷、出荷の検品作業がバーコード利用により効率化、正確性の向上ため
 - ⇒有効期限の管理による不良在庫の削減のため
 - ⇒回収業務が発生した場合の回収品の特定のため
- ・薬事法（高度管理医療機器等や生物由来製品等の譲受及び譲渡に関する記録義務）への対応のためバーコードを利用
 - ⇒薬事法上義務付けられた記録作業の効率化、正確性の向上のため

(3) 医療機関におけるバーコードの利用状況

○一部の先進的医療機関やSPDを導入している医療機関ではバーコードを利用しており、主な利用形態は以下のとおり

- ・メーカーが表示したバーコードを読んでいる場合
⇒従来目視で行っていた入荷検品作業の効率化、正確性の向上のため
- ・メーカーがバーコード表示していない箱の中身(使用単位)や、機器本体に医療機関独自のバーコードを表示し、数量管理、有効期限の管理、滅菌管理、使用頻度の管理を行っている場合
⇒院内物流の効率化、不良在庫の削減、医療安全の向上のため
- ・既に医療機関独自のコードで物流管理システムが構築され、医療機関内でコードを取り直している場合
⇒院内物流の効率化、不良在庫の削減のため

(4) EDI(電子商取引)の利用状況

- ・メーカーと卸間には、共通のEDIとして@MD-Net(医療機器・材料業界情報化協議会)が存在しており、会員数(平成17年度78社→平成21年度110社)やVANデータ量(平成17年度69,312千度数→平成21年度135,213千度数)は順調に伸びている
- ・卸の売上上位30社のほとんどがEDIを利用
⇒バーコードとEDIの双方の利用による、データ入力作業や目視作業の軽減による流通の効率化のため
- ・ただし、循環器分野、整形分野の特定分野において、利用が進んでいない
- ・卸と医療機関におけるEDIについては、一部卸と一部医療機関間で独自システムを運用している場合がある

3. バーコード利用拡大の課題

(1) 販売包装単位におけるGS1-128コードによるバーコード表示の徹底

(H13.3.28情報化に向けてのグランドデザイン、H19.6.22閣議決定「規制改革推進のための3カ年計画」、H20.3.28経済課課長通知「医療機器等へのバーコード表示の実施について」、H20.9.19新医療機器・医療技術産業ビジョン)

<効果>

流通の効率化(出入庫作業、薬事法上の譲受及び譲渡に関する記録作業の省力化)

有効期限やロット番号又はシリアル番号の入力精度の向上

(2) MEDIS-DCデータベースへの迅速で正確な登録と信頼性の向上

(H13.3.28情報化に向けてのグランドデザイン、H20.3.28経済課課長通知「医療機器等へのバーコード表示の実施について」)

<効果>

卸、医療機関などにおける商品マスターの整備業務の軽減

(3) EDI(電子商取引)の推進

(H13.3.28情報化に向けてのグランドデザイン)

<効果>

入庫作業時におけるシステムへの入力作業の軽減、出庫誤りの縮減

(4) 本体表示の推進

(H20.3.28経済課課長通知「医療機器等へのバーコード表示の実施について」留意点)

<効果>

医療機関における、物流の効率化や医療安全に寄与

バーコード利用の課題 1

(1) 販売包装単位におけるGS1-128コードによるバーコードの表示の徹底

○問題点

- ・バーコード表示がなされていない商品が存在する

平成22年9月末の表示割合 ()は前年度

医療機器 88.8%(80.8%)

医療機器以外の消耗材料 64.2%(59.5%)

全体 86.2%(78.9%)

医療機器の母数 593,110、医療機器以外の消耗材料の母数 72,631

○改善方策

- ・バーコード表示を行っていないメーカーに対して行政において個別指導を行う

バーコード利用の課題 2

(2) MEDIS-DCデータベースへの迅速で正確な登録と信頼性の向上

○問題点

- ・データ登録が、メーカーの責任で直接行うことになっており、メーカー任せになっている。そのため登録が行われていない商品や登録を行っていない企業がある

MEDIS-DCデータベースへの登録状況

平成22年9月末現在 ()は前年度

医療機器 70.3%(57.4%)、医療機器以外の消耗材料 48.0%(37.7%)

- ・データベースの管理者たるMEDIS-DCによる検証が不十分なため入力定義と違うデータが入力されている場合があり、登録データであっても、検索ができないケースがある
- ・メーカーの登録時期が遅く、流通(商取引)に間に合っていない

○改善方策

- ・メーカーの入力負担軽減及び登録データの精度の向上のため平成23年4月から行っているMEDIS-DCによるエビデンスに基づいたデータによる代行登録の推進。及び事業開始のメーカーへの周知

- ・既存データについても、MEDIS－DCにおいて、メーカーの協力を得てエビデンスに基づいた検証作業を行い、必要な修正を行う
- ・薬事法販売名項目を必須項目化するとともに、検索システムの変更を行った。(商品名で検索する場合、今までは商品名と合致しないと表示されなかったが、検索システムの変更により、商品名、薬事法販売名、商品名略称の3項目のいずれかに該当すれば表示されるようになった(実施済み))
- ・商品名、商品名略称、荷姿情報の定義を明確化し、修正をメーカーに依頼(実施済み)
- ・MEDIS－DC内にメーカー、卸、医療機関、MEDIS－DCの代表者からなる医療機器データベース信頼性向上委員会(以下「信頼性向上委員会」という)を設置(平成22年7月)
 - ＜信頼性向上委員会の設置目的＞
医療機器データベースの信頼性の向上のため、医療機器データベースの恒常的な信頼性向上活動を行う
 - ＜今後の検討内容＞
必要に応じた定義の見直し、登録率の悪い項目の見直しや卸、医療機関から要望の高い新規登録項目についての検討を行う

- ・登録の迅速化のためメーカーは、卸や医療機関に新たな商品の案内や包装等変更を案内する時期に合わせてデータベースへの登録を行うことを徹底する
- ・MEDIS－DCにおいても、データの登録時期を明確化し周知を行う
- ・データベースに登録されていない商品や誤ったデータが登録されている場合の連絡先窓口をMEDIS－DCに設ける
- ・卸や医療機関は連絡窓口を利用し、MEDIS－DCに対して積極的に情報提供を行う
- ・日本医療機器販売業協会において、登録されていない商品や不備なデータについて会員から情報収集を行い、MEDIS－DCに対し情報提供を行う
- ・MEDIS－DCと日本医療機器販売業協会との定期連絡会の実施(実施済み) 流通の中核に位置する卸との意見交換により利用者側の要望の吸収
- ・MEDIS－DCからデータ登録、修正の依頼を受けた場合、メーカーは迅速にデータをMEDIS－DCに登録するか、自らデータの登録、修正を行う

バーコード利用の課題 3

(3) EDI(電子商取引)の推進

○問題点

- ・整形、循環器分野のように預託取引があるような分野においてEDIが進んでいない

○改善方策

- ・EDIが進んでいない預託取引のある分野についても利用できるよう、@MD-Net内において、大手メーカー、卸の代表者を入れた研究会を設置し、卸からの意見徴収を行う等、流通の実態を把握することにより業務の標準化作業を行い、システム構築に繋げていく

バーコード利用の課題 4

(4) 本体表示の推進

○現在の動き

- ・医療機関からニーズがあり、業界も商品コード、シリアル番号のバーコード表示を進めている輸液ポンプ、シリンジポンプ、人工呼吸器、除細動器(AEDを除く)の最重点4品目の表示を推進することにより、医療機関のニーズを把握し、本体表示の拡大に繋げていく
- ・業界内において鋼製器具への本体直接表示方法の標準化を行ったところであり、現在その表示技術について検証を行っている
- ・FDAでの法制化の動きもあることから、行政及び業界団体において国際整合や技術的な開発及びその技術の検証を行う